



平成23年11月15日

各 位

会 社 名 新 田 ゼ ラ チ ン 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 曾 我 憲 道  
(コード番号：4977)  
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 佐 々 木 恒 雄  
総 務 部 長  
電 話 番 号 072(949)5381

## 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関する 取締役会決議のお知らせ

平成23年11月15日開催の当社取締役会において、当社株式の東京証券取引所への上場に伴う新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類 当社普通株式 2,781,000株  
及び数
- (2) 払込金額 未定（平成23年12月2日開催予定の取締役会で決定する。）
- (3) 増加する資本金 増加する資本金の額は、平成23年12月12日に決定される予定の引受価額  
及び資本準備金 (引受人が当社に払込む金額)に基づき、会社計算規則第14条第1項に従  
に関する事項 い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1  
円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、  
増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加す  
る資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 発行価格による一般募集とし、SMBC日興証券株式会社、野村證券株  
式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、大和証券キャ  
ピタル・マーケッツ株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、S  
MBCフレンド証券株式会社、東洋証券株式会社、岡三証券株式会社及  
び株式会社SBI証券（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取  
引受けさせる。  
ただし、発行価格と同時に決定する引受価額（引受人が当社に払込む金  
額）が払込金額を下回る場合は、本公募による新株式発行を中止する。
- (5) 発行価格 未定（払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮  
条件における需要状況等を勘案した上で、平成23年12月12日に決定す  
る。）
- (6) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行  
価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。

ご注意： この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (7) 申込期間 平成23年12月13日（火曜日）から  
平成23年12月15日（木曜日）まで
- (8) 払込期日 平成23年12月19日（月曜日）
- (9) 受渡期日 平成23年12月20日（火曜日）
- (10) 申込株数単位 100株
- (11) 払込金額その他本公募による新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の種類 当社普通株式 219,000株  
及び数
- (2) 払込金額 未定（平成23年12月2日開催予定の取締役会で決定する。）。払込金額は上記1.の公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 処分価格による一般募集とし、S M B C日興証券株式会社、野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、S M B Cフレンド証券株式会社、東洋証券株式会社、岡三証券株式会社及び株式会社S B I証券（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。  
ただし、処分価格と同時に決定する引受価額（引受人が当社に払込む金額）が払込金額を下回る場合は、本公募による自己株式の処分を中止する。
- (4) 処分価格 未定（払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成23年12月12日に決定する。）。なお、処分価格は上記1.の公募による新株式発行における発行価格と同一とする。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は上記1.における引受価額と同一とする。
- (6) 申込期間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (7) 払込期日 上記1.における払込期日と同一とする。
- (8) 受渡期日 上記1.における受渡期日と同一とする。
- (9) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (10) 払込金額その他本公募による自己株式の処分に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類 当社普通株式 628,000株  
及び数
- (2) 売出人及び売出 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号  
株式会社 アイビーピー株式会社 250,000株  
奈良県奈良市  
新田 精一 200,000株

ご注意： この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- |  |   |         |
|--|---|---------|
|  | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号<br>大和企業投資株式会社                 | 62,000株 |
|  | 大阪市阿倍野区北畠三丁目1番17号<br>有限会社以和貴                    | 50,000株 |
|  | 神奈川県鎌倉市<br>林 美紀子                                | 50,000株 |
|  | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号<br>SMB Cキャピタル6号投資事業有限責任組合 | 16,000株 |
- (3) 売出価格 未定。上記1. の公募による新株式発行における発行価格と同一とする。
- (4) 売出方法 売出価格による売出しとし、SMB C日興証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は上記1. における引受価額と同一とする。
- (6) 申込期間 上記1. における申込期間と同一とする。
- (7) 受渡期日 上記1. における受渡期日と同一とする。
- (8) 申込株数単位 上記1. における申込株数単位と同一とする。
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1. の公募による新株式発行及び上記2. の公募による自己株式の処分を中止する場合は、本株式売出しも中止する。

#### 4. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類 当社普通株式 上限 542,000株  
及び数 なお、売出株式数は上限を示したもので、需要状況により減少する、又は本株式売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案したうえで、売出価格決定日に決定する。
- (2) 売出人 SMB C日興証券株式会社
- (3) 売出価格 未定。上記1. の公募による新株式発行における発行価格と同一とする。
- (4) 売出方法 SMB C日興証券株式会社が、上記1. の公募による新株式発行、上記2. の公募による自己株式の処分及び上記3. の引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況を勘案し、当社株主であるアイビーピー株式会社（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について売出価格により追加的に売出しを行う。
- (5) 申込期間 上記1. における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 上記1. における受渡期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 上記1. における申込株数単位と同一とする。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1. の公募による新株式発行及び上記2. の公募による自己株式の処分を中止する場合は、本株式売出しも中止する。

#### 5. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類 当社普通株式 542,000株  
及び数
- (2) 払込金額 未定。上記1. の公募による新株式発行における払込金額と同一とする。

ご注意： この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、下記(4)に記載の割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当価格 未定。上記1.の公募による新株式発行における引受価額と同一とする。
- (5) 割当先及び割当株数 S M B C日興証券株式会社 542,000株  
ただし、割当価格が払込金額を下回る場合、本第三者割当による新株式発行を中止する。
- (6) 申込期日 平成24年1月17日(火曜日)
- (7) 払込期日 平成24年1月18日(水曜日)
- (8) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) 払込金額その他本第三者割当による新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記(6)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 上記4.のオーバーアロットメントによる株式売出しを中止する場合は、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意： この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しの概要

#### (1) 募集株式の数及び売出株式数

募集株式の数	当社普通株式		3,000,000株
		(うち、自己株式の処分	当社普通株式219,000株)
売出株式数	当社普通株式	①引受人の買取引受による株式売出し	628,000株
		②オーバーアロットメントによる株式売出し(※)	上限 542,000株

(2) 需要の申告期間 平成23年12月5日(月曜日)から

平成23年12月9日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成23年12月12日(月曜日) (発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 平成23年12月13日(火曜日)から

平成23年12月15日(木曜日)まで

(5) 払込期日 平成23年12月19日(月曜日)

(6) 受渡期日 平成23年12月20日(火曜日)

(※) オーバーアロットメントによる株式売出しについて

公募による新株式発行及び自己株式の処分並びに引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況を勘案し、542,000株を上限として、公募による新株式発行及び自己株式の処分並びに引受人の買取引受による株式売出しの主幹事であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる株式売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる株式売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる株式売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる株式売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限に、第三者割当による新株式発行の割当を受ける権利(以下「グリーンシュエアプション」という。)を、平成24年1月13日(金)を行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日(平成23年12月20日(火))から平成24年1月13日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアプションを行使し第三者割当による新株式発行の割当に応じる予定であります。したがって、第三者割当による新株式発行における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が第三者割当による新株式発行に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる株式売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる株式売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる株式売出しが行われる場合の売出数については、平成23年12月12日(月)に決定され

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

ます。オーバーアロットメントによる株式売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、第三者割当による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	12,733,874株
公募による新株式発行による増加株式数	2,781,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	542,000株 (最大)
増資後の発行済株式総数	16,056,874株 (最大)

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	219,092株
処分株式数	219,000株
処分後の自己株式数	92株

ご注意： この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項）」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. 増資資金の使途

手取概算額1,558,000千円並びに公募による新株式発行及び自己株式の処分とともに平成23年11月15日付をもって取締役会で決議された第三者割当による新株式発行の手取概算額上限284,600千円については、ゼラチン一般生産設備更新他、コラーゲンペプチド生産設備及びコラーゲンケーシング生産設備に、平成24年3月期中に864,000千円を充当し、残額を平成25年3月期中に充当する予定であります。なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

※有価証券届出書提出時における想定発行価格(570円)を基礎として算出した見込額であります。

#### 5. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくこと、また、毎事業年度において2回の配当を行うことを基本方針としております。

##### (2) 内部留保資金の使途

今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製品開発体制を強化し、さらには、グローバル戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

##### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

株式上場により、株主に対する社会的責任がより重くなることを十分認識し、安定配当を基本としながら、株主への利益還元を常に念頭においておく所存です。

##### (4) 過去3期間の配当状況

回次	第70期	第71期	第72期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
1株当たり当期純利益(連結)(円)	-	153.00	160.39
1株当たり配当金(円) (1株当たり中間配当金)	普通株式 7.50 (3.75)	普通株式 7.50 (3.75)	普通株式 7.50 (3.75)
	A種優先株式 7.77 (-)	A種優先株式 45.00 (22.56)	A種優先株式 22.56 (22.56)
実績配当性向(連結) %	-	4.9	4.7
自己資本当期純利益率(連結) %	-	20.1	17.4
純資産配当率(連結) %	-	1.1	0.9

- (注)
1. 当社は第71期より連結財務諸表を作成しております。
  2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、優先株式に係る額を考慮して算出しております。
  3. 当社は平成23年4月1日付で普通株式を株式1株につき2株の株式分割を行っております。そこで、株式会社東京証券取引所の取引参加者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成20年4月2日付東証上会第428号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

のとおりであります。

回次	第70期	第71期	第72期
決算年月	平成 21 年 3 月	平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月
1 株当たり当期純利益（連結）（円）	-	76.50	80.19
1 株当たり配当金（円）	3.75	3.75	3.75

#### 6. 従業員持株会への販売

引受人は、当社の従業員持株会に対して、公募による募集株式数のうち、一定の株式数を販売する予定であります。

#### 7. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規程等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「5. 株主への利益配分等」における今後の利益配分にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。